

平成20年分

確定申告の留意点

I. はじめに

平成20年度税制改正において、上場株式等の譲渡益・配当に対する10% (所得税7%、住民税3%) の軽減税率の特例が、平成20年12月31日をもって廃止されました。ただし、特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月までの経過期間は、譲渡益の500万円以下については10%の税率が適用されます。

また、減価償却制度の法定耐用年数について、機械および装置を中心に見直しが行われました。既存の減価償却資産を含めて平成21年以後に適用されます。

II. 金融・証券税制の改正(表1)

1. 上場株式等の譲渡所得等に対する課税

①上場株式等に係る譲渡所得等に対する10% (所得税7%、住民税3%) の軽減税率の特例が平成20年12月31日をもって廃止され、平成21年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率とされました。

なお、特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(以下「経過期間」といいます)は、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分については、10% (所得税7%、住民税3%) の税率が適用されます。

②特定口座内保管上場株式等の譲渡等により生じた源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する源泉徴収税率を10% (所得税7%、住民税3%) とする特例が平成20年12月31日をもって廃止され、20% (所得税15%、住民税5%) の税率とされました。

なお、特例措置として、経過期間は、10% (所得税7%、住民税3%) の税率が適用されます。

この場合において、経過期間の各年の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超えるときは、その超える年分については、源泉徴収選択口座の譲渡所得等の申告不要の特例は適用しないこととされました。

2. 上場株式等の配当所得に対する課税

①居住者等が支払を受ける上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率について

10% (所得税7%、住民税3%) の軽減税率の特例が平成20年12月31日をもって廃止され、平成21年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率とされました。

なお、特例措置として、経過期間に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等(個人大口株主が支払を受けるものを除きます。以下同じです)については、10% (所得税7%、住民税3%) の源泉徴収税率が適用されます。

この場合において、特例措置の各年の上場株式等の配当等(1銘柄についてその年中に支払を受けるべき金額が1万円以下のもを除きます)の金額の合計額が100万円を超えるときは、その超える年分については、上場株式等の配当等に係る申告不要の特例は適用しないこととされました。

②平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について、総合課税と申告分離課税(税率20%[所得税15%、住民税5%])のいずれかを選択適用できることとされました。

なお、特例措置として、経過期間は、上場株式等の課税配当所得の金額のうち100万円以下の部分については、10% (所得税7%、住民税3%) の税率が適用されます。

また、上場株式等の配当等を申告する場合には、その申告する上場株式等の配当等のすべてについて総合課税と申告分離課税のいずれか一方を選択しなければならぬこととされ、申告分離課税を選択した場合には、その上場株式等の配当等について配当控除は適用しないこととされました。

3. 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得との損益通算の特例

①平成21年分以後の各年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合またはその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額(前年以前に既に控除したものを除きます)がある場合には、これらの損失の金額を上場株式等に係る配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り)か

ら控除することとされました。

②平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率を計算する場合において、その源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡損失があるときは、その配当等の額の総額からその上場株式等の譲渡損失の金額を控除した残額に対して源泉徴収税率を乗じて徴収すべき所得税の額を計算する特例が創設されました。

この場合において、その上場株式等に係る譲渡損失の金額について、申告により、他の株式等に係る譲渡所得等の金額または上場株式等に係る配当所得の金額から控除するときは、この特例の適用を受けた上場株式等の配当等については、上場株式等の配当等に係る申告不要の特例は適用しないこととされました。

III. 20年分の主な改正点・注意点

1. リース取引について(平成19年改正)

リース資産の引渡しの時に、そのリース資産の売買があったものとして、所得の金額を計算することとされました。所有権移転外リースに係る賃借人が取得したものとされる減価償却資産については、リース期間定額法により償却することとされました。この改正は、平成20年4月1日以後に締結する契約に係る一定のリース取引について適用されます。

2. 減価償却資産の耐用年数表の見直し(平成21年分以後に適用)

法定耐用年数について、機械および装置を中心に、実態に即した使用年数をもとに390ある区分を55に集約すると同時に、耐用年数が見直されました。適用は、既存の減価償却資産を含めて、平成21年からです。

3. 医療費控除の改正

医療費控除の対象範囲に、特定健康診査の結果が高血圧症等と同等の状態である者に対して行われる特定保健指導に係る対価が加えられました。

4. 寄付金控除の改正

公益法人制度改革に伴い、寄付金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲について民法34条(公益法人の設立)の規定により設立された法人が除外されるとともに、公益社団法人および公益財団法人が加えられました。

5. 住宅省エネ改修工事に係る住宅借入金等がある場合の特別税額控除の創設

居住する家屋に一定の省エネ改修工事を含む増改築を行った場合、その家屋を平成20年4月1日から20年12月31日までの間に居住



協会税務講師団
濱西 敏郎 税理士

用としたときは、一定の要件の下で、その住宅借入金等の年末残高(1,000万円を限度)の一定割合(200万円まで2%、200万円超1%)を所得税の額から控除(控除期間5年)することとされました。この特例は、住宅の増改築等に係る住宅借入金等の特別控除と選択適用とされます。

IV. 減価償却の特例と税額控除の選択適用

青色申告者については、以下の資産について、通常の減価償却費の他に、取得価額に対して一定率の特別償却(税額控除が選択できる場合は有利な方を選択可)、割増償却ができます。前年分に特別償却、割増償却の不足額がある場合は当年で控除できます。ただし、前年および当年において繰越しに関する記載、明細書の添付等が必要です。リース契約をしている場合には税額控除(平成20年4月1日以後廃止)が適用できる場合があります。なお、これらの特例の適用にあたっては計算明細の記載と決算書3面償却欄に措置法条文の記載が必要となるものがあります。

①医療機器等(措置法12の2)

新品の医療用の機械装置、器具備品で一組または一式の取得価額が500万円以上のもの、特別償却割合14%。

人工呼吸器その他特定の救急医療用機械装置、器具、備品については特別償却割合20%。

②情報基盤強化設備等(措置法10の6)

新品の情報基盤強化設備等、取得価額70万円以上(改正前300万円以上)、特別償却割合50%(税額控除10%)。

③中小企業者の特定機械装置(措置法10の3)

取得またはリースにより賃借し、指定事業の用に供した場合、機械装置は1台または1基の取得価額160万円以上、電子機器等一定の器具備品で1台または同一種類の複数設備の取得価額総額が120万円以上(ソフトウェアは70万円以上)。リースの場合は平成20年3月31日まで適用されます。特別償却割合30%(税額控除7%)。

④建て替え病院用建物(措置法12の3)

一定の建て替え病院用等建物(特定の救急医療病院に限ります)、特別償却割合15%。

V. 事業(医業)所得の計算

1. 保険診療収入が5,000万円以下の場合

①所得計算の選択(青色申告、白色申告を問いません)

(ア)実額計算による所得計算

(イ)保険診療収入は「四段階の特例」計算(措置法26条)、自由診療収入

(5面へ続く)

表1 上場株式等の譲渡益および配当の課税関係

	H20.12まで	H21.1からH22.12まで	H23.1から
税率	10%	【原則】 20% 【特例措置】 上場株式等の譲渡益 (500万円以下の部分) 10% 上場株式等の配当 (100万円以下の部分) 10%	20%
(源泉徴収税率)	10% (申告不要可)	10% (譲渡益500万円以下、配当100万円以下の場合、申告不要可)	20% (申告不要可)
損益通算	—	上場株式等の譲渡損と配当の損益通算 H21.1～確定申告による対応 H22.1～源泉徴収口座内における損益通算を可能に	